

奈良県教育委員会

週報

第2347号

令和2年9月10日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
第64回奈良県へき地教育研究振興大会東吉野村・川上村大会の実施について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各義務教育学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	1
「奈良マラソン短歌コンテスト」の実施について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各義務教育学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	3
令和2年度産業教育に関する研究論文等の募集と表彰について	各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各義務教育学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	5
令和3年度奈良県立野外活動センターの利用申込み(団体)について	各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長	人権・地域 教育課	7
令和3(2021)年度「人権啓発ポスター・標語」の募集について	各市町村教委教育長 各学校長	人権・地域 教育課	10
令和2年秋の交通安全県民運動の推進について	各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長	保健体育課	20
令和2年度 学校安全教室推進事業の開催について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	保健体育課	25

(次の週報は、令和2年9月24日(木)発行の予定です。)

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

第64回奈良県へき地教育研究振興大会 東吉野村・川上村大会の実施について(通知)

このことについて、標記大会は、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえて、下記のとおり、紙面発表による実施とします。関係者への周知についてよろしくお願いします。

記

1 趣 旨

人間性豊かで、たくましく生きる子どもを育てる教育の実践について研究するとともに、へき地が直面する教育上の諸課題について研究協議し、へき地教育の充実と振興を図る。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県へき地教育振興協議会、奈良県へき地・小規模校教育研究連盟、東吉野村教育委員会、川上村教育委員会

3 大会主題

ふるさとに学び、夢や誇りをもって、未来の創り手となる子どもの育成

4 内 容

分科会	研究テーマ
第1分科会 東吉野村立東吉野小学校	ものごとを論理的に整理し、相手に伝えることのできる児童の育成

	－プログラミング的思考を育む授業を通して－
第2分科会 東吉野村立東吉野中学校	主体的に学び、自ら考え創造的に生きる生徒の育成 －学びを深める振り返り活動の工夫－
第3分科会 川上村立川上小学校PTA・ 川上村立川上中学校PTA	子どもとともに学び、未来へつなぐPTA活動

※ 上記の研究及び実践についてまとめた大会研究紀要は、10月下旬に各市町村教育委員会に配布する予定です。

5 問合せ先

〒633-2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川99
東吉野村教育委員会事務局内
第64回奈良県へき地教育研究振興大会実行委員会事務局
TEL 0746-42-0441

各市町村教委教育長
各小・中学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

「奈良マラソン短歌コンテスト」の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、応募についてよろしく申し上げます。

記

1 趣旨

奈良マラソンを題材とした短歌を募集し、スポーツへの参加意欲の増進とともに児童生徒の豊かな表現力の育成を図る。

2 主催

奈良マラソン実行委員会、奈良県教育委員会

3 応募規定

(1) 応募部門

- ① 「マラソンしたい！」部門
- ② 「応援したい！支えたい！」部門

(2) 題材

奈良マラソンに関わる内容

(3) その他

- ① 一人2首までとする。
- ② 作品は自作、未発表のものに限る。

4 応募方法

- (1) 郵送による応募

大会ホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項及び作品を記入の上、実行委員会事務局に郵送する。

(2) インターネットによる応募

大会ホームページの応募フォームに必要事項及び作品を入力の上、実行委員会事務局に送信する。

5 締 切

令和2年9月30日(水)

6 大会ホームページアドレス及び送付先

(1) 大会ホームページアドレス

<http://www.nara-marathon.jp/>

(2) 送付先

〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎

奈良マラソン実行委員会事務局「奈良マラソン短歌コンテスト」係

7 審査及び発表

(1) 審査

実行委員会主催の審査会によって行い、特選(知事賞)、優秀賞(市長賞)、審査員特別賞及び佳作を決定する。

(2) 発表

大会ホームページ等にて発表予定

8 著作権

入賞作品の著作権は奈良マラソン実行委員会に帰属する。作品は返却しない。

9 その他

詳細については、奈良マラソン実行委員会事務局「奈良マラソン短歌コンテスト」係まで問い合わせること。

TEL 0742-81-8752

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

令和2年度産業教育に関する研究論文等の 募集と表彰について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、教職員及び生徒に周知くださるようお願いいたします。

記

1 目的

県内中学校、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校中・高等部の教職員及び生徒から産業教育に関する研究論文等を募集し、教職員の研究と実践活動の推進及び生徒の学習意欲の向上を図ることにより、本県産業教育の充実と振興に役立てる。

2 主催

奈良県教育委員会、奈良県産業教育振興会

3 研究論文等の内容

(1) 教職員の場合

産業教育推進の立場からの学校経営、学級経営、学習指導、生徒指導、人権教育等についての理論的、実践的研究とする。

(2) 生徒の場合

産業教育に関する学習内容を深めた実践的研究、製図・図案等の作品研究又は産業教育に関する生活体験等とする。

4 応募方法等

- (1) 研究論文等の応募については、個人又はグループを問わないが、未発表のものとする。
- (2) 分量は、「A4判400字詰め原稿用紙横書き10枚程度」又は「ワープロA4判(40字×25行)横書き4枚程度」とする(写真や図案等は別添とする。)
- (3) 応募については、校長の推薦書を添付すること。推薦書の様式は問わない。
- (4) 提出された論文は返却しない。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年11月20日(金)

(2) 提出先

〒630-8502 奈良市登大路町30

奈良県教育委員会事務局学校教育課高校教育第二係 産業教育担当

TEL 0742-27-9853

6 審査及び表彰

提出された研究論文等について審査の上、奈良県産業教育振興会が表彰する。

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和3年度奈良県立野外活動センターの 利用申込み（団体）について（通知）

このことについて、下記により受け付けますので、関係者への周知についてよろしくお願ひします。

記

1 利用対象者

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児・児童・生徒並びに短期大学、大学及び専門学校の学生の団体
- (2) 社会教育団体
- (3) 勤労青少年の健全育成を目的とする団体
- (4) 企業等の研修を行う機関・団体
- (5) 青少年指導者育成の講習会及び研修会等を行う団体
- (6) その他、県立野外活動センター（以下「センター」という。）所長が認めたもの

2 申込方法

所定の「利用申込書」に必要事項を記入の上、申込期間中、電子メール、郵送、FAX又は持参にて提出すること。ただし、承認決定日以降においても、施設に余裕があれば、申込みは随時受け付ける。その場合は、原則として利用承認は「利用申込書」の先着順となるので、あらかじめ利用の可否を電話で問い合わせの上、申し込むこと。

なお、「利用申込書」以外での申込みは不可

(「利用申込書」の入手方法)

センターホームページ (<http://www.pref.nara.jp/31607.htm>) から入手すること。

また、「利用申込書」については、郵送、FAX及びセンターでの直接配布も行っている。

3 利用申込期間及び承認決定日等

利用期間	申込期間	承認決定日	事前打合せ日
令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和2年10月1日 ～令和2年10月31日	令和2年 12月1日以降	センターから連絡

※利用希望日の申込人数が定員を超える場合は、学校団体、県内団体を優先する。

4 利用申込書の記入方法

(1) 利用希望日及び宿泊希望施設

ア 利用申込にあたっては、センターのホームページの「利用団体受入れ日表」を参照すること。

イ 利用希望日及び宿泊希望施設は全て記入すること。未記入の場合は受付不可

ウ 以下にあげる日は利用希望が集中するため、利用を希望する3通りの日程パターン全てにこの日を含んでいる場合、再度利用申込書の提出を依頼する場合がありますので、あらかじめ他の日程を検討しておくこと。

利用希望の集中が予想される日 5月6日、13日、20日、27日、6月3日、10日 (いずれも木曜日) 7月3日、10日、17日、24日、31日、8月7日、14日、21日、28日 (いずれも土曜日)
--

(2) 活動計画 (プログラム)

ア 諸活動は団体が主体的に実施すること。

イ 入退所は、原則として9時～16時までの間とする。

ウ 団体は、以下に示したセンターの標準生活時間を参考に計画を立てること。未記入の場合は、希望日時や活動場所が取れず、活動に支障が生じることがあるので、必ず記入すること。

6:00 6:30 7:00 7:30 9:00 12:00 13:30 16:30 17:00 21:30 22:00

起床	朝の集い (独自)	清掃 (荷物移動)	朝食	午前の活動	昼食	午後の活動	代表者打合せ	夜間の活動	就寝準備	就寝
								夕食		
シャワー										

- エ 午前・午後及び夜間の活動は、具体的なプログラムを必ず記入すること。
- オ 団体の活動は原則22時に終了すること。
- カ 食事については、自炊もしくは弁当等のいずれかを明記すること。
なお、自炊材料・弁当等については業者を斡旋する。
- キ 初めての利用希望団体は事前に施設見学が必要となるため、希望の日時を連絡すること。

(3) 施設使用料

施設使用料は無料（ただし、シーツのレンタル代等の実費分は有料）

5 宿泊定員

施設名	最大収容人数
木造ロッジ（バードロッジ）	32人（8人×4棟）
（マウントロッジ）	72人（9人×8棟）
第1サイト（常設テント）	68人（6人×3張、10人×5張）
（木造大型ロッジ）	50人（50人×1棟）
第2サイト（常設テント）	70人（6人×5張、10人×4張）
第3サイト（ログハウス）	60人（6人×10棟）
計	352人

※ テントサイトは床（すのこ）付き

6 利用承認と事前打合せ

(1) 利用承認

申込期間中に受け付けた全ての団体に対して、利用日や利用場所をプログラム調整の上決定し、通知する。なお、承認決定日以降の利用申込団体については、先着順に承認し通知する。

(2) 合同事前打合せ

利用承認を受けた団体については、事前打合せを実施する。日程は利用日の前月上旬とし、詳細についてはセンターから通知する。

7 「利用申込書」提出先

〒632-0231 奈良市都祁吐山町2040番地
 県立野外活動センター 総務・活動支援係
 TEL 0743-82-0508
 FAX 0743-82-2026
 URL <http://www.pref.nara.jp/31607.htm>

各 市 町 村 教 委 教 育 長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和3（2021）年度「人権啓発ポスター・標語」の募集について

このことについて、下記のとおり募集しますので、多数応募されますようよろしくお願いいたします。

記

1 趣 旨

すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」をめざして、県民の人権意識の高揚を図るため、7月の「差別をなくす強調月間」に向けて、人権啓発ポスター及び標語を募集する。

2 主 催

奈良県、奈良県教育委員会、各市町村、各市町村教育委員会

3 募集内容

「部落差別」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「生活困窮にある人」、「ひきこもり状態にある人」、「性的マイノリティ」、「ハンセン病患者等」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「アイヌの人々」、「外国人」、「北朝鮮当局による拉致被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「ハラスメント」、「災害時における人権」などにかかわる人権問題の解決への取組や人権尊重の重要性を訴え、人権意識の高揚を図る内容とする。

4 応募対象

奈良県内に在住、在学又は在勤している、小学生以上の方

5 応募方法

(1) ポスター

ア 大きさは画用紙四つ切り（約39センチ×54センチ）とする。

イ 画材は自由とする。

ウ ポスター用名札に下記(3)の必要事項を明記し、作品の裏中央部に貼り付けること。

エ 持参又は郵送で応募すること。

(2) 標語

ア 規格指定はない。

イ 下記(3)の必要事項を明記すること。

ウ 郵送又はFAXで応募すること。

(3) 必要事項

ア 小・中学生、高校生は、市町村名（国立大学法人附属学校、県立学校、私立学校等の児童・生徒を除く）、学校名、学年、名前（ふりがな）

※ いずれも作品作成時で明記すること。

イ 一般の方は、名前（ふりがな）、住所、年齢、電話及びFAX番号。なお、ポスターにおいては、返却方法もあわせて記載すること。

(4) 応募点数

一人当たりポスター・標語それぞれ10点以内とする。

6 作品の提出先及び締切日等

応募者区分	作品提出先	締切日
市町村立学校の児童・生徒	市町村の教育委員会又は 人権啓発主管課	作品提出先の市町村で別途定められた日
市町村立以外の学校の児童・生徒及び一般	奈良県文化・教育・くらし創造部人権施策課	令和3（2021）年 4月23日（金）

7 小・中学生、高校生作品の予備審査

市町村立学校の児童・生徒の作品は各市町村で、市町村立以外の学校（国立大学法人附属学校、県立学校、私立学校等）の児童・生徒の作品は各学校で、以下の基準に従って予備審査を行うこと。

なお、県提出分以外の作品は、各市町村、各学校において展示等に活用すること。

(1) 県への提出基準

ア ポスター

審査区分	応募点数	県提出点数
小学校 低学年	50点未満	1点
	50～299点	2点
	300～499点	3点
	500点以上	総数の1%（小数点以下切り捨て）

小学校 中学年	50点未満	1点
	50～299点	2点
	300～499点	3点
	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)
小学校 高学年	50点未満	1点
	50～299点	2点
	300～499点	3点
	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)
中学校	50点未満	1点
	50～299点	2点
	300～499点	3点
	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)
高等学校	50点未満	2点
	50～99点	3点
	100～499点	4点
	500点以上	総数の1% (小数点以下切り捨て)

イ 標語

審査区分	応募点数	県提出点数
小学校・中学校・高等学校ごとにそれぞれの全応募点数から右の基準で選考	50点未満	2点
	50～199点	6点
	200～299点	8点
	300～499点	10点
	500点以上	12点

(2) 県へ提出する書類等

ア 予備審査によって選考された作品

イ 応募状況報告書及び県提出者名簿

・市町村教育委員会又は人権啓発主管課・・・様式1-1、1-2、1-3

・市町村立以外の学校・・・様式2

ウ ポスター用名札（作品の裏中央部に貼付する）・・・様式3

（様式1～3は、奈良県人権施策課ウェブサイトからダウンロードできる。）

(3) 県への提出締切り

令和3（2021）年4月23日（金）17：00必着

8 審査

県関係課及び人権教育研究団体等の代表で構成する審査委員会により審査を行う。県へ提出された作品の中から、ポスターについては、①小学校低学年、②同中学年、③同高学年、④中学校、⑤高等学校・一般のそれぞれの区分ごとに審査を行い、計30点程度の優秀作品を、標語については、①小学校、②中学校、③高等学校・一般の区分ごとに審査を行い、計10点程度の優秀作品を選考する。

審査結果は、令和3（2021）年6月末までに通知する。

なお、市町村立学校の児童・生徒には、各市町村を經由して学校長へ、市町村立以外の学校の児童・生徒については直接学校長へ、一般の方については直接本人へ通知する（ただし、優秀作品として選考された作者に限る。）。

審査結果の問合せには対応しない。

9 発表

発表は、奈良県人権施策課ウェブサイトにおいて行う。なお、発表にあたっては、作品作成時の学校名、学年とする。

10 記念品

応募者全員に記念品を贈る。

市町村立学校の児童・生徒については各市町村を經由して学校長へ、市町村立以外の学校の児童生徒については直接学校長へ、一般の方については直接本人へ送付する。

11 作品及び個人情報の取扱い

(1) 応募作品は、自作で未発表のものに限り、著作権は主催者に帰属するものとする。

ア 啓発品、広報誌、カレンダーその他いかなる媒体においてであっても、令和3（2021）年度人権啓発ポスター・標語の結果が発表されるまでに活用された作品は、全て発表済みとする。

イ 優秀作品として選定された作品を活用する場合は、奈良県人権施策課に事前に連絡し、活用した媒体を1部提供すること。

(2) 公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外になる。また、優秀作品選定後であっても、その旨判明した場合、採用は無効となる。

(3) 県提出のポスター作品は、全て返却する（優秀作品は年度末に、それ以外の作品は審査終了後に返却する。）。

(4) 優秀作品については、人権啓発イベント等において展示するとともに、市町村及び市町村立学校等へ貸出しを行う。また、啓発資料・広報紙（誌）、奈良県人権施策課ウェブサイト等に掲載する。

- (5) 応募時に記入いただいた名前等の個人情報は、審査・発表・展示・記念品送付のみに使用する。
- (6) 優秀作品の発表にあたり、匿名での発表を希望する場合は、県への提出時にその旨を伝えるものとする。

12 問合せ先及び県提出先

〒630-8501 奈良県文化・教育・くらし創造部人権施策課啓発推進係

(この郵便個別番号を明記の場合は、住所「奈良市登大路町30番地」の省略可能)

TEL 0742-27-8719 (直通)

FAX 0742-27-8721

奈良県人権施策課ウェブサイト：<http://www.pref.nara.jp/1657.htm>

令和3(2021)年度「人権啓発ポスター・標語」応募状況報告書

市町村名		担当課名		担当者名	
TEL	(内線)		FAX		
e-mail					
記念品等 送付先	(〒)				

1. 応募状況 (学校別)

No.	学 校 名	ポスター応募数等		標語応募数等		備 考
1		人	点	人	点	
2		人	点	人	点	
3		人	点	人	点	
4		人	点	人	点	
5		人	点	人	点	
6		人	点	人	点	
7		人	点	人	点	
8		人	点	人	点	
9		人	点	人	点	
10		人	点	人	点	
計		0人	0点	0人	0点	

2. 応募内訳 (区分別)

		ポ ス タ ー		標 語			
		応募総人数・作品点数	県提出人数・作品点数	応募総人数・作品点数	県提出人数・作品点数		
小 学 生	低学年	人	点	人	点	人	点
	中学年	人	点	人	点	人	点
	高学年	人	点	人	点	人	点
中学生		人	点	人	点	人	点
高校生		人	点	人	点	人	点
計		0人	0点	0人	0点	0人	0点

※ 応募校が記入しきれない場合は、行を追加すること。

※ 県への作品提出者については、「県提出者名簿」(様式1-2、1-3)に記入し、提出すること。

令和3(2021)年度「人権啓発ポスター」県提出者名簿

市町村名		担当課名	
担当者名			
TEL	(内線)	FAX	

※ 学年は、**作品作成時**のものを記入すること。

No.	児童・生徒名(ふりがな)	学校名	学年
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

令和3(2021)年度「人権啓発標語」県提出者名簿

市町村名		担当課名	
担当者名			
TEL	(内線)	FAX	

※ 学年は、**作品作成時**のものを記入すること。

No.	児童・生徒名(ふりがな)	学校名	学年	標語作品
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

令和3(2021)年度「人権啓発ポスター・標語」応募状況報告書

学校名	
担当者名	
TEL	
FAX	
e-mail	
記念品等 送付先	(〒)

ポスター		標語	
応募総数		応募総数	
人	点	人	点
県提出人数・作品点数		県提出人数・作品点数	
人	点	人	点

○ ポ ス タ ー

No.	児童・生徒名(ふりがな)	学年
1		
2		
3		
4		
5		

○ 標 語

No.	児童・生徒名(ふりがな)	学年	標語作品
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 学年は、**作品作成時**のものを記入すること。

ポスター用名札(学校用)

市町村名			
学校名		学年 (作成時)	
ふりがな			
名前			
作成の 意図・ 背景等			

 ポスター用名札(一般用)

ふりがな			
名前			年齢
住所	〒		
電話			
FAX			
作成の 意図・ 背景等			
返却方法 (必須)	着払いによる郵送 県人権施策課における返却 その他()		

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

令和2年秋の交通安全県民運動の推進について（通知）

令和2年秋の交通安全県民運動は、「令和2年秋の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により、スローガン「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～」のもと、9月21日（月）から9月30日（水）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保」、「高齢運転者等の安全運転の励行」、「夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止」、「二輪車、原付車の交通事故防止」（奈良県重点）を運動の重点としています。

また、運動期間中の9月30日（水）は、「交通事故死ゼロを目指す日」（全国一斉）とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、下記の事項に留意の上、これらの運動を強力に推進し、警察等と連携した各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

（1）交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努めることにより、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。また、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特

性（歩行中児童の特徴は飛び出しによる死亡・重傷事故が多く、高齢歩行者の特徴は走行車両の直前直後横断等の法令違反が多く見られる。）について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設けるなど、高齢者との世代間交流にも配慮することとし、歩行者の交通ルール遵守の徹底を図ること。

また、障害のある幼児児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに、地域の実態に十分配慮すること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、リーフレット「くいで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、指導の充実を図ること。

（参考：学校安全ポータルサイト <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）

その際、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年であれば第1学期に行う交通安全教室等を実施できていない学校では、そのことを踏まえ、きめ細かい指導に努めること。特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、幼児等が交差点で信号待ちをしている際の注意の払い方、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。また、保護者に対しては、運転者には歩行者保護の観点から横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務があることや運転中のスマートフォン等の使用等の危険性、および運転が社会問題となっていること等を周知すること。

（2）安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、各市町村で策定されている通学路交通安全プログラム等に基づく取組を引き続き推進し、地域において学校、警察、道路管理者等の関係機関が密接に連携し、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制を構築すること。

また、同プログラムに基づく通学路の点検に当たっては、自転車の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行い、把握した危険箇所については、警察や道路管理者と連携を取り、道路交通安全環境の整備を図りつつ通学路の交通安全確保に努めること。特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園については、昨年実施した「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」において抽出された対策必要箇所において、

未だ対策が講じられていない箇所がある場合には関係機関と連携を取り早期に対策を講じること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ 学校の周囲における交通安全対策を推進するため、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においてはスクール・ゾーンの設定を推進するとともに、地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大や自動車の交通規制の強化等を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

その際、交通安全の観点のみならず、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

(3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け中央交通安全対策協議会交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。また、「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」についても周知すること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事

故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転、あおり運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質の涵養を図ること。

（４） シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒・保護者に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 幼児児童に対し、自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用を徹底するとともに、中学生・高校生に対しても、自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通安全指導の一層の充実を図ること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。また、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発や、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等にも努めること。

【最近の奈良県内の交通情勢】

令和2年上半期の交通事故の発生状況については、人身事故件数1,320件（前年同期比－362件）、死者数11人（前年同期比－6人）、負傷者数1,632人（前年同期比－459人）で、人身事故件数、死傷者数ともに減少しています。

しかし、死者数11人のうち、65歳以上の高齢者の死者数は9人（前年同期比±0人）と死者数全体の8割を占めており、高齢者の交通事故防止は依然として大きな課題となっています。

また、状態別の死者数では、二輪車（原付を含む）の交通事故の死者数が7人（前年同期比+1人）で死者数全体の6割と高い割合を占めています。

時間帯別の交通事故発生件数は、15時～16時の14件が最も多く、次に16時～17時と18時～19時の13件と、夕暮れ時・夜間に事故が多数発生しています。

また、飲酒運転関連の交通事故の発生件数は13件（前年同期比-5件）、死傷者数18人（前年同期比-5人）で、発生件数、死傷者ともに減少しているものの、根絶にはほど遠い状況にあります。

4 効果評価の実施

運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう検証に努めてください。

各市町村教委教育長 }
各学校(園)長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和2年度 学校安全教室推進事業の開催について(通知)

このことについて、下記により実施しますので、関係者への周知及び参加についてのご配慮をお願いします。

記

1 趣 旨

各学校において学校安全の各領域・分野の教室を開催するため、指導者等に対して、学校の安全教育及び安全管理等についての講習会を行う。

2 主 催

文部科学省、奈良県教育委員会

3 日時及び会場

第1日 令和2年10月9日(金) 13:30～ 受付

13:50～14:00 開会行事

14:00～16:10 防災教室講習会

奈良県社会福祉総合センター 研修室

(橿原市大久保町320-11)

第2日 令和2年10月20日(火) 13:30～ 受付

13:50～14:00 開会行事

14:00～16:10 防犯教室講習会

奈良県産業会館 5F大会議室

(大和高田市幸町2-33)

第3日 令和2年10月27日(火) 13:30～ 受付

13:50～14:00 開会行事

14:00～16:00 交通安全教室講習会

橿原市中央体育館

(橿原市小房町11-1)

4 受講者

学校(園)の教職員(学校安全担当者・生徒指導担当者等)

各市町村教育委員会(学校安全主管課担当者等)

学校関係者(PTA等)

5 内容等

日程		講習等の内容	時間	講師
10 月 9 日	防災教室講習会	14:00 ～ 15:30	90分	特定非営利法人 奈良県防災士会 植村 信吉 氏
		15:40 ～ 16:10		
10 月 20 日	防犯教室講習会	14:00 ～ 15:30	90分	セルフディフェンス コミュニケーション開発 青嶋 宮央 氏 大矢 紘瑛 氏
		15:40 ～ 16:10		
10 月 27 日	交通安全教室講習会	14:00 ～ 16:00	120分	奈良県警察本部 交通企画課 職員

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、日程、内容等が変更となる場合がある。

6 参加申込

別紙「参加申込票」に必要事項を記入のうえ、令和2年9月30日(水)までに、各学校(所

属) ごとに県教育委員会事務局保健体育課宛てFAX (0742-22-3995) で申し込むこと。

なお、申込みについては、3日とも各学校(所属)ごとに1名ずつ参加することが望ましいが、事情によりいずれかの日にのみ参加することも可能とする。

また、会場は、収容人数に十分な余裕を持って選定しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各会場に定められている収容人数を超えた場合は、先着順で人数の調整をする。

7 その他

- (1) 10月27日(火)交通安全教室講習会は、活動に適した服装での参加を可能とする。
- (2) 各会場とも駐車場に限りがあるので、できるだけ公共交通機関を利用すること。

参加申込票

令和2年度学校安全教室推進事業
参加申込票

学校（所属）名 _____

講習会日程	参加者氏名
10月9日（金） 防災教室講習会	
10月20日（火） 防犯教室講習会	
10月27日（火） 交通安全教室講習会	
備 考	

*送り状は不要です。この用紙のみ送信してください。

FAX : 0742-22-3995

奈良県教育委員会事務局 保健体育課 健康・安全教育係 成田 剛 宛